令 和 4 年 第 2 回
八 幡 浜 市 議 会 臨 時 会

議 案 説 明 資 料

【　目　次　】

・報告第 3 号
専決処分の報告について
（八幡浜市市税条例等の一部を改正する条例の制定について）・・・・・・・・・p. 1

・報告第 4 号
専決処分の報告について
（八幡浜市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について）・・・・・・・p. 4

・報告第 5 号
専決処分の報告について
（八幡浜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）・・・・p. 5

令和４年５月
（令和４年５月２３日提出）

報告第 3 号関係

件　　名	専決処分の報告について （八幡浜市市税条例等の一部を改正する条例の制定について）
担　当　課	総務企画部　税務課
根拠法令等	・地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。） ・地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号。以下「令」という。）
施　行　日	令和４年４月１日（下記**【改正内容】**の表の「法令・施行日」欄に「※施行日」の記載のあるものについては、当該記載の年月日）

【改正概要】

⑴　個人住民税の見直し

所得税の住宅ローン控除適用者について、所得税額から控除しきれなかった額を翌年度分の個人住民税から控除する限度額の見直し

⑵　固定資産税の見直し

土地に係る固定資産税の負担調整措置について、景気回復に万全を期すために令和４年度に限り、商業地に係る課税標準額の上昇率を半減

【改正内容】

	条例番号・見出し	法令・施行日	改正の概要
市民税	第 33 条④⑥ 【所得割の課税標準】	法 313 条⑬⑮ ※R6.1.1 施行	○総合課税又は分離課税を、確定申告書の記載によってのみ適用する
	第 34 条の９①② 【配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除】	法 314 条の９① ※R6.1.1 施行	○総合課税又は分離課税がある場合の特別徴収税額の税額控除を、確定申告書の記載によって行う
	附則第 16 条の３② 【上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例】	法附則第 33 条の２⑥ ※R6.1.1 施行	○申告分離課税を、所得税での適用がある場合に限り適用する
	附則第 20 条の２④ 【特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例】	外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第８条⑩ ※R6.1.1 施行	○申告方式の選択に係る規定の整備
	附則第 20 条の３④⑥ 【条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例】	租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第３条の２の２⑬⑮ ※R6.1.1 施行	○申告方式の選択に係る規定の整備

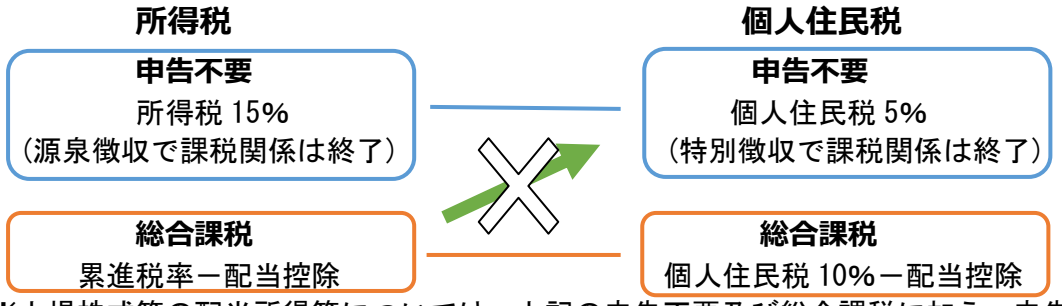

※上場株式等の配当所得等については、上記の申告不要及び総合課税に加え、申告分離課税が選択可能。

※上場株式等の譲渡所得等については、申告不要と申告分離課税の選択が可能。

<table>
<tr><td rowspan="9">市民税</td><td>第36条の２①
【市民税の申告】</td><td>法317条の２①
※R6.1.1施行</td><td>○公的年金等受給者の住民税申告義務に係る規定の整備</td></tr>
<tr><td>第36条の３の２①
【個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書】</td><td>法第317条の３の２①
※R5.1.1施行</td><td>○給与所得者の扶養親族申告書について、記載事項に配偶者の氏名を追加</td></tr>
<tr><td>第36条の３の３①
【個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書】</td><td>法第317条の３の３①
※R5.1.1施行</td><td>○公的年金等受給者の扶養親族申告書について
・一定の配偶者及び16歳超の扶養親族（退職手当等を有する者に限る。）を有する者について、提出義務を追加
・記載事項に配偶者の氏名を追加</td></tr>
<tr><td>第48条⑨⑮
【法人の市民税の申告納付】</td><td>法第321条の８㊷㊶</td><td>○項ズレの反映</td></tr>
<tr><td>附則第７条の３の２①</td><td>法附則第５条の４の２⑤
※R5.1.1施行</td><td>○住宅借入金等特別税額控除の延長・見直し
・住宅ローン控除適用期限を４年延長し、令和７年末までの入居者を対象とするとともに、控除期間において、所得税額から控除しきれない額について、控除限度額（所得税の課税総所得金額等×5%〈最高9.75万円〉）の範囲内において、個人住民税額から控除する</td></tr>
<tr><td colspan="3">【個人住民税における控除限度額】
<table>
<tr><th>居住年</th><th>現行制度〈H26.4～R3.12〉</th><th>改正〈R4～R7〉</th></tr>
<tr><td>控除限度額</td><td>所得税の課税総所得金額等の7%
（最高13.65万円）</td><td>所得税の課税総所得金額等の5%
（最高9.75万円）</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>附則第17条の２③
【優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例】</td><td>法附則第34条の２⑥
※R5.1.1施行</td><td>○引用条項の削除に伴う規定の整備</td></tr>
<tr><td>令和３年改正条例第１条のうち第36条の３の３の改正規定</td><td>令和４年改正法附則第27条</td><td>○扶養親族申告書の改正に伴う規定の整備</td></tr>
<tr><td>令和３年改正条例附則第２条
【市民税に関する経過措置】</td><td>令和３年改正法附則第10条</td><td>○規定の整備</td></tr>
<tr><td>第18条の４
【納税証明書の交付手数料】</td><td>法第20条の10
法第382条の４
※民法等の一部を改正する法律附則第１条第２号に掲げる規定の施行の日施行</td><td>○法第382条の４の規定により証明書に住所に代わるものとして施行規則で定める事項を記載したものを交付しなければならないこととする法律改正に伴う改正</td></tr>
</table>

固定資産税	第 73 条の２ 【固定資産課税台帳の閲覧の手数料】	法第 382 条の２ 法第 382 条の４ 法第 416 条 法第 419 条 ※民法等の一部を改正する法律附則第１条第２号に掲げる規定の施行の日等施行	○法第 382 条の２ただし書の規定による措置を講じたものを閲覧に供することができることとする法律改正に伴う改正 ○法第 382 条の４の規定により固定資産課税台帳に住所に代わるものとして施行規則で定める事項を記載したものを閲覧に供しなければならないこととする法律改正に伴う改正
	附則第 10 条の２ 【法附則第 15 条第２項第１号等の条例で定める割合】	法附則第 15 条	○貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置のわがまち特例の割合を定める規定を新設 ○項ズレの反映
	附則第 10 条の３ 【新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告】	法附則第 15 条の９ 法附則第 15 条の９の２	○省エネ改修工事を行った住宅に係る特例の拡充等に伴う改正
	附則第 12 条 【宅地等に対して課する令和３年度から令和５年度までの各年度分の固定資産税の特例】	法附則第 18 条	○令和４年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅の 2.5%（現行 5%）とする改正 〈地方税法附則第 17 条 4 号に規定する商業地等〉

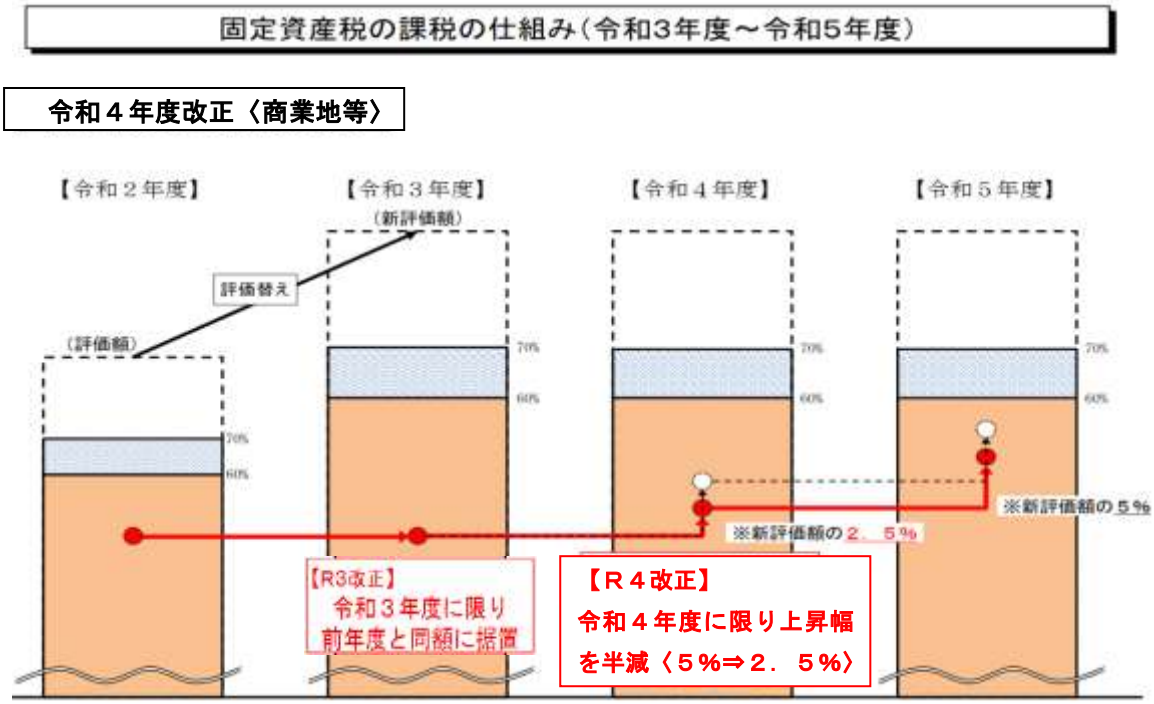

報告第 4 号関係

件　　名	専決処分の報告について （八幡浜市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について）
担　当　課	総務企画部　税務課
根拠法令等	地方税法（昭和２５年法律第２２６号）（以下「法」という。）
施　行　日	令和４年４月１日

【改正概要】

土地(商業地等)に係る都市計画税の負担調整措置の改正

【改正内容】

条例番号・見出し	法令	改正の概要
附則第５項 【法附則第 15 条第 15 項の条例で定める割合】	法附則第 15 条⑮	○項ズレの反映
附則第６項 【法附則第 15 条第 33 項の条例で定める割合】	法附則第 15 条㉝	○項ズレの反映
附則第７項 【法附則第 15 条第 34 項の条例で定める割合】	法附則第 15 条㉞	○項ズレの反映
附則第８項 【法附則第 15 条第 39 項の条例で定める割合】	法附則第 15 条㊴	○項ズレの反映
附則第９項 【法附則第 15 条第 44 項の条例で定める割合】	法附則第 15 条㊹	○貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置のわがまち特例の割合を定める規定を新設。
附則第 10 項 【改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告】	法附則第 15 条の 11	○条例の項ズレによる改正
附則第 11 項 【宅地等に対して課する令和３年度から令和５年度までの各年度分の都市計画税の特例】	法附則第 25 条	○令和４年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅の 5%を 2.5%とする改正 ○条例の項ズレによる改正
附則第 12 項	法附則第 25 条	○条例の項ズレによる改正
附則第 13 項	法附則第 25 条	○条例の項ズレによる改正
附則第 14 項	法附則第 25 条	○条例の項ズレによる改正
附則第 15 項	法附則第 25 条	○条例の項ズレによる改正
附則第 16 項 【農地に対して課する令和３年度から令和５年度までの各年度分の都市計画税の特例】	法附則第 26 条	○条例の項ズレによる改正
附則第 17 項 【市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例】	法附則第 27 条	○条例の項ズレによる改正
附則第 18 項		○法附則 15 条第 44 項の新設及びこれに伴う項ズレ等に伴う改正
附則第 19 項		○条例の項ズレによる改正

報告第 5 号関係

件　　名	専決処分の報告について （八幡浜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
担　当　課	総務企画部　税務課
根拠法令等	・地方税法（昭和２５年法律第２２６号）（以下「法」という。） ・地方税法施行令（昭和２５年政令第２４５号）（以下「令」という。）
施　行　日	令和４年４月１日

【改正概要】

国保税の課税限度額の引上げ及び規定の整備

【改正内容】

条例番号・見出し	法令	改正の概要
第2条 【課税額】	法第703条の４ 令第56の88の2	○令改正にあわせて改正 ・課税限度額の引上げ 基礎課税限度額　「63万円」→「65万円」 後期高齢者支援金課税限度額　「19万円」→「20万円」
第23条 【国民健康保険税の減額】	法第703条の５ 令第56の88の2 令第56の89	○令改正にあわせて改正 ・課税限度額の引上げ 基礎課税限度額　「63万円」→「65万円」 後期高齢者支援金課税限度額　「19万円」→「20万円」

※参考

年度	基礎課税額	後期高齢者支援金課税額	介護納付金課税額（40 歳～64 歳）	合計
令和３年度（現行）	６３万円	１９万円	１７万円	９９万円
令和４年度（改正後）	６５万円（＋２万円）	２０万円（＋１万円）	１７万円（±０万円）	１０２万円（＋３万円）